



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第9号)

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	8
<b>訓 令</b>	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	11

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十七号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政県税事務所及び県民労働相談センター」を「行政県税事務所」に改める。

第八条第一項の表知事戦略部の部メディアプロモーション課の項中「広報紙係、テレビ係」を「広報係」に改め、同部デジタルトランスフォーメーション戦略課の項中「NETSUGEN室」の下に「Web3推進室」を加え、同部業務プロセス改革課の項中「行政改革推進係」の下に「システム最適化係」を加え、同部グリーンイノベーション推進課の項の次に次のように加える。

交通イノベーション推進課 地域交通係、鉄道振興係、Maas推進係

第八条第一項の表総務部の部財産有効活用課の項中「県庁舎管理係」を「財産管理係」に改め、「公用車管理係」を削り、「長寿命化推進係」の下に「県庁舎リノベーション推進室」を加え、同部危機管理課の項中「情報通信係、感染症対策調整係、避難対策係」を「避難対策係、情報通信係、レジリエンス推進室」に改め、同部総務事務管理課の項中「給与・旅費係、集中化推進係」を「給与事務係、報酬・旅費事務係」に改め、同表地域創生部の部文化振興課の項中「文化施設係」の下に「温泉文化係」を加え、同表健康福祉部の部健康福祉課の項中「地域福祉推進室」の下に「福祉人材確保対策室」を加え、同部監査指導課の項中「特別検査監査係」を削り、同部介護高齢課の項中「介護人材確保対策室」を削り、同部薬務課の項中「温泉係」の下に「新型コロナウイルス室」を加え、同部食品・生活衛生課の項中「生活衛生・動物愛護係、水道係」を「生活衛生係、水道係、動物愛護・共生推進係」に改め、同表農政部の部農業構造政策課の項中「構造改善係」を「経営基盤係」に改め、同部技術支援課の項中「普及指導室、生産環境室」を「グリーン農業推進係、農業環境・植物防疫係、普及指導室」に改め、同部蚕糸園芸課の項中「花き係、農産係、特産果樹係、蚕糸係」を「果樹花き係、農産係、蚕糸特産係」に改め、同表産業経済部の部産業政策課の項中「感染症対策産業経済支援室」を削り、同部未来投資・デジタル産業課の項中「投資促進係、企業誘致係」を「投資戦略係、未来投資係」に改め、同表県土整備部の部交通政策課の項を削り、同部都市計画課の項中「工事事務係、一を削り、「街路係、公園緑地係、まちづくり室」を「企画推進係、景観形成係、道路交通計画室」に改め、同項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 都市整備課, 工事事務係、街路係、公園緑地係、都市プロジェクト推進室

第八条第二項の表メディアプロモーション課の部t s u l u n o s室の項中「ネットメディア係」を「映像プロモーション係」に改め、同部デジタルトランスフォーメーション戦略課の部に次のように加える。

Table with 2 columns: Web3推進室, 活用係

第八条第二項の表グリーンイノベーション推進課の部の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 財産有効活用課, 県庁舎リノベーション推進室; 危機管理課, レジリエンス推進室; レジリエンス推進, レジリエンス推進係

第八条第二項の表文化振興課の部歴史文化遺産室の項中「世界遺産係、歴史遺産係」を「世界・歴史遺産係」に改め、同表健康福祉課の部に次のように加える。

Table with 2 columns: 福祉人材確保対策室, 人材確保係

第八条第二項の表介護高齢課の部を削り、同表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「入院・搬送調整係、自宅療養係、宿泊療養第一係、宿泊療養第二係、宿泊療養第三係、外来医療係、企画・情報発信係」を「医療係、療養支援係」に改め、同表障害政策課の部の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 薬務課, 新型コロナウイルス室; 接種調整係、流通調整係

第八条第二項の表技術支援課の部生産環境室の項を削り、同表産業政策課の部産業戦略室の項中「新事業推進係」の下に「イベント産業振興係」を加え、同部感染症対策産業経済支援室の項を削り、同表交通政策課の部を削り、同表都市計画課の部に次のように改める。

Table with 2 columns: 都市計画課, 道路交通計画室; 道路計画係、交通連携係

第八条第二項の表に次のように加える。

Table with 2 columns: 都市整備課, 都市プロジェクト推進室; 水泳場整備係、事業推進係

第八条第三項中「健康福祉部に新型コロナウイルス接種推進局」を削り、同条第四項の表スポーツ局の項中「障害者スポーツ係」を「パラスポーツ係」に改め、同表新型コロナウイルス接種推進局の部を削り、同表森林局の部林政課の項中「森林整備

係、森林管理道係、経営管理室」を「政策企画係、森林整備係、基盤整備係、林業イノベーション推進室」に改め、同部森林保全課の項中「緑化推進係、県営林係、緑化センター」を削り、同表戦略セーブルス局の部観光魅力創出課の項中「観光ブランド推進室」に改め、同部イベント産業振興課の項を削り、同部eスポーツ・新コンテンツ創出課の項中「eスポーツ・新コンテンツ創出課」を「eスポーツ・クリエイティブ推進課」に、「新コンテンツ創出係、ロケ誘致推進室」を「クリエイティブ推進係、クリエイティブ拠点係、映像制作サポート係、G7デジタル・技術大臣会合推進室」に改め、同条第五項の表スポーツ振興課の部国民スポーツ大会準備室の項中「競技運営係」を「施設調整係、競技運営係、冬季大会係」に改め、同表林政課の部経営管理室の項中「経営管理室」を「林業イノベーション推進室」に、「経営管理係、資源情報係」を「林業改革推進係、森林活用推進係」に改め、同表林業振興課の部の次に次のように加える。

観光魅力創出課	リトリート推進室	リトリート推進係
---------	----------	----------

第八条第五項の表イベント産業振興課の部を削り、同表eスポーツ・新コンテンツ創出課の部を次のように改める。

eスポーツ・クリエイティブ推進課	G7デジタル・技術大臣会合推進室	受入整備係、事業推進係
------------------	------------------	-------------

第十一条第一項第八号ハ中「新コンテンツ創出」を「クリエイティブ推進」に改める。

第十二条の二デジタルトランスフォーメーション戦略課の項に次の一号を加える。

五 Web3の推進(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十二条の二グリーンイノベーション推進課の項に次のように加える。

交通イノベーション推進課

一 公共交通施策の企画調査に関する事。

二 MaS社会実装支援に関する事。

三 鉄道網の整備及び維持に関する事。

四 上越新幹線及び北陸新幹線に関する事。

五 中小私鉄の振興に関する事。

六 バス路線網の整備及び維持に関する事。

七 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関する事。

八 その他交通政策に関する事。

第十三条財産有効活用課の項第五号中「管理」の下に「活用」を加える。

第十三条の二文化振興課の項第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 温泉文化に関する事。

第十三条の二スポーツ振興課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同項に次の三号を加える。

二十二 パラスポーツの振興・支援に関する事。

二十三 パラスポーツの支援に関する事。

二十四 第七十九回国民スポーツ大会冬季大会に関する事。

第十三条の三健康福祉課の項中第十八号を第二十一号とし、第七号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六号中「確保(介護高齢課の主管に属するものを除く。)」に関する事」を「確保及び育成に関する事(他課の主管に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の施行に関する事。

九 喀痰吸引等業務(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十三条の三健康福祉課の項第五号の次に次の一号を加える。

六 公衆衛生医師の確保に関する事。

第十三条の三医務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条介護高齢課の項第五号中「老人福祉事業に係るものに限る」を「他課の主管に属するものを除く」に改め、同項第十五号を削り、同項第十六号中「確保(他課の主管に属するものを除く。)」及び育成に関する事」を「確保及び育成に関する事(他課の主管に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同表感染症・がん疾病対策課の項第十号中「(眼病に係る事務を除く。)」を削り、同表障害政策課の項第十五号中「障害福祉事業に係るものに限る」を「他課の主管に属するものを除く」に改め、同表業務課の項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 予防接種法の施行(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)に関する事。

第十三条の三食品・生活衛生課の項中第三十四号を第三十五号とし、第八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 ペットとの共生推進に関する事。

第十三条の三ワクチン接種推進課の項及び県営ワクチン接種センター運営課の項を削る。

第十四条林政課の項第一号から第七号までを次のように改める。

一 森林・林業施策の総合調整に関する事。

二 森林の公益的機能拡充の推進に関する事。

三 林業統計に関する事。

四 森林経営管理法の施行に関する事。

五 群馬県森林環境譲与税基金に関する事。

六 ぐんま緑の県民基金に関する事。

七 国有林との調整に関する事。

第十四条林政課の項第十号中「群馬県水源地域保全条例の施行」を「群馬県森林・緑整備基金」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 森林吸収源対策に関する事。

第十四条林政課の項第十七号中「林道網整備調査(基幹的林道整備事業に関する事)を除く。」を「林野火災」に改め、同項第十八号中「の建設及び管理」を削り、同項第十九号中「の作設」を削り、同項第二十一号及び第二十二号を削り、同項第二十号の次に次の十四号を加える。

二十一 林業・木材産業構造改革に関する事(高性能林業機械等に限る。)

二十二 林業の新たな担い手に関する事。

二十三 林業の低コスト化・デジタル化に関する事。

二十四 森林計画に関する事。

二十五 森林資源情報に関する事。

二十六 森林整備地域活動支援制度に関する事。

二十七 森林による二酸化炭素吸収量に関する事。

二十八 県有林及び県行分収造林の管理経営に関する事。

二十九 緑化の推進に関する事。

三十 県立森林公園に関する事。

三十一 森林環境教育の推進に関する事。

三十二 森林ボランティアに関する事。

三十三 平地林の保全及び活用に関する事。

三十四 森林ビジネスの推進に関する事。

第十四条林業振興課の項第一号から第九号までを次のように改める。

一 木材の生産、流通、加工及び需要拡大に関する事。

二 林業・木材産業構造改革に関する事(高性能林業機械等を除く。)

三 県産木材による建築物の建設促進に関する事。

四 きのこと等特用林産物の生産、流通、加工及び消費拡大に関する事。

五 森林組合の指導及び監督に関する事。

六 林業金融に関する事。

七 入会林野等の整備に関する事。

八 林業労働力対策に関する事。

九 林業後継者対策に関する事。

第十四条林業振興課の項第十一号及び第十二号を削り、同条森林保全課の項第一号中「治山事業」を「治山」に改め、同項第六号から第二十一号までを削り、同項第五号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 群馬県水源地域保全条例の施行に関する事。

第十四条森林保全課の項中第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 地すべり等防止法に基づく地域指定、管理及び地すべり防止工事(環境森林部の主管に属するものに限る。)に関する事。

三 治山関係の災害復旧に関する事。

四 森林土木工事の設計審査、設計積算の基準及び技術指導に関する事。

五 林業災害被害調査及び報告に関する事。

第十五条技術支援課の項第十三号中「環境保全型農業の推進」を「農業のグリーン化推進に係る総合調整」に改める。

第十七条産業政策課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 イイベント産業の振興に関する事。

十三 群馬コンベンションセンターの管理及び整備に関する事。

第十七条労働政策課の項第五号中「失業者緊急教育資金及び育児・介護休業者支援資金」を「及び失業者緊急教育資金」に改め、同条観光魅力創出課の項第十八号を削り、同条イベント産業振興課の項を削り、同条eスポーツ・新コンテンツ創出課の項中「eスポーツ・新コンテンツ創出課」を「eスポーツ・クリエイティブ推進課」に改め、同項第二号中「新コンテンツの発掘・育成」を「クリエイティブ拠点化推進」に改め、同項に次の一号を加える。

四 G7デジタル・技術大臣会合の開催に関する事。

第十八条交通政策課の項を削り、同条都市計画課の項第一号中「建築住宅課」を「建築課」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号から第十五号までを削り、同項に次の四号を加える。

十一 道路の企画調査に関する事。

十二 道路交通量調査に関する事。

十三 高速自動車国道に関する事。

十四 群馬ヘリポートに関する事。

第十八条都市計画課の項に次のように加える。

都市整備課

一 街路事業に関する事。

二 鉄道高架事業に関する事。

三 駐車場法の施行に関する事。

四 都市公園及び都市緑地に関する事。

五 市町村施行の街路及び都市公園事業に関する事。

六 敷島公園新水泳場の整備に関する事。

七 敷島エリアグラウンドデザインに関する事。

八 その他都市整備に関する事。

第十八条建築課の項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条第一号中「行政県税事務所及び県民労働相談センター」を「行政県税事務所」に改める。

第二十一条の第二号中「県行政運営上必要な」を削り、同条第五号中「その他」を「首都圏への」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「県行政運営上必要な」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 トップセールス企業へのフォローアップに関する事

第二十一条の四第一項中「行政係、企業誘致係及び総合情報係」を「政策調整第一係、政策調整第二係及び未来投資係」に改め、同条第二項行政係の項中「行政係」を「政策調整第一係」に改め、同条第二項行政係の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 トップセールス企業へのフォローアップに関する事

第二十一条の四第二項政策調整第一係の項の次に次のように加える。  
政策調整第二係

一 中央諸官庁及び関係諸機関との連絡に関する事

二 トップセールス企業へのフォローアップに関する事

三 情報の収集に関する事

四 県内観光地及び物産の宣伝等に関する事

五 首都圏への群馬県の情報発信に関する事

第二十一条の四第二項企業誘致係の項中「企業誘致係」を「未来投資係」に改め、同条第二項総合情報係の項を削る。

第三章第二節第三款の款名を次のように改める。

第三款 行政県税事務所

第二十八条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第一項の表群馬県高崎行政県税事務所の項及び群馬県太田行政県税事務所の項中、「徴収特別整理係」を削り、同条第二項総務振興係の項第十八号を削り、同条第二項個人県民税徴収対策係の項第一号中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第五十八条第一項の表群馬県中央児童相談所の項中、「沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡」を削り、同項の次に次のように加える。

群馬県北部児童相談所	渋川市	沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
------------	-----	----------------------

第五十八条第二項及び第三項を削る。

第五十九条第一項の表群馬県中央児童相談所の項の次に次のように加える。

群馬県北部児童相談所	家庭支援係、施設里親支援係、虐待対応係、発達支援係
------------	---------------------------

第五十九条第二項を次のように改める。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調整係

一 庶務に関する事

二 児童相談所業務の企画調整に関する事

三 児童及び家庭の一般相談業務及び子育て支援に関する事

四 相談業務全般についての関係機関との連絡調整に関する事

五 市町村の児童相談業務の支援に関する事

六 児童相談所の措置児童に係る費用の認定及び徴収に関する事

七 障害児入所給付費の支給決定に関する事

家庭支援第一係、家庭支援第二係及び家庭支援係

一 児童相談所相互の連絡調整に関する事(中央児童相談所に限る。)

二 児童及び家庭の専門的支援を必要とする相談業務に関する事

三 児童、家庭等の環境調査及び指導に関する事

四 相談業務全般についての関係機関との連絡調整に関する事(北部児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)

五 市町村の児童相談業務の支援に関する事(北部児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)

施設里親支援係

一 庶務に関する事(北部児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)

二 施設入所児童の家庭復帰等に係る家庭及び施設との連絡調整に関する事

三 施設及び里親の支援に関する事

四 児童の施設入所及び里親委託の調整に関する事

五 児童相談所の措置児童に係る費用の認定及び徴収に関する事(北部児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)

六 障害児入所給付費の支給決定に関する事(北部児童相談所、西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)

虐待対応係

一 児童虐待の対応に関する事

二 児童虐待の再発防止のための家庭支援に関する事

三 児童虐待の対応及び予防についての関係機関との連絡調整に関する事

四 市町村における児童虐待防止の体制整備の支援に関する事

五 児童虐待防止に係る調査研究、検証及び啓発に関する事

発達支援係

一 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関する事

二 児童及びその保護者に対する判定に基づく指導に関する事

三 一時保護児童の観察指導に関する事

四 児童及び家庭の心理学的支援を必要とする相談業務に関する事

五 障害福祉サービスの利用についての市町村に対する助言に関する事

男児保護係、女兒保護係、幼児保護係及び女兒・幼児保護係

一 児童の一時保護に関する事。

二 児童の生活指導、学習指導、観察及び個別支援に関する事。

三 ボランティア活動の受入れに関する事。

第五十九条第三項を削る。

第七十八条第二十号中「(各保健福祉事務所ごとに行うことが適当でないものについては、伊勢崎保健福祉事務所に限る。)」を削る。

第百十三条第一項第四号から第十六号までを次のように改める。

四 野鳥の森に関する事(西部環境森林事務所に限る。)

五 自然公園法の施行(西部環境森林事務所及び利根沼田環境森林事務所に限る。)

六 自然環境の保全に関する事。

七 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。

八 自然公園等の施設整備に関する事(西部環境森林事務所及び利根沼田環境森林事務所に限る。)

九 地域林業の総合的振興に関する事。

十 森林法の施行に関する事。

十一 ぐんま緑の県民基金の事業に関する事。

十二 緑化の推進に関する事。

十三 県立森林公園に関する事(利根沼田環境森林事務所に限る。)

十四 県有林及び県行分収造林の管理経営に関する事。

十五 森林の保全に関する事。

十六 森林経営管理制度に関する事。

第百十三条第一項に次の十四号を加える。

十七 林業の低コスト化・デジタル化に関する事。

十八 森林ビジネスの推進に関する事。

十九 木材の振興に関する事。

二十 林業・木材産業構造改革に関する事。

二十一 公共施設等建築物の木造化に関する事。

二十二 きのご等特用林産物の振興に関する事。

二十三 森林組合法の施行に関する事。

二十四 林業団体及び林業金融に関する事。

二十五 林業労働力対策に関する事。

二十六 林業技術の普及指導に関する事。

二十七 治山に関する事。

二十八 林道に関する事。

二十九 林業災害被害調査及び報告に関する事。

第百十三条第三項中「第一項第五号から第十六号」を「第一項第六号から第三十号」に改める。

第百十五条第一項の表群馬県渋川森林事務所の項中「総務森林係、林業緑化係、森林土木第一係、森林土木第二係」を「森林係、林業政策係、森林土木係」に改め、同表群馬県西部環境森林事務所の項中「林業緑化係、森林土木第一係、森林土木第二係」を「林業政策係、森林土木係」に改め、同表群馬県藤岡森林事務所の項及び群馬県富岡森林事務所の項中「総務森林係、林業緑化係」を「森林係、林業政策係」に改め、同表群馬県吾妻環境森林事務所の項及び群馬県利根沼田環境森林事務所の項中「林業緑化係、森林土木第一係、森林土木第二係」を「林業政策係、森林土木係」に改め、同表群馬県桐生森林事務所の項中「総務森林係、林業緑化係」を「森林係、林業政策係」に改め、同条第二項総務環境係の項中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 地球温暖化対策の推進に関する事。

六 環境教育の推進に関する事。

第百十五条第二項森林係の項を次のように改める。

森林係

一 自然環境の保全に関する事。

二 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。

三 野鳥の森に関する事(西部環境森林事務所に限る。)

四 ぐんま緑の県民基金の事業に関する事(他の係の主管に属するものを除く。)

五 民有林造成指導に関する事。

六 間伐対策に関する事。

七 林業用種苗に関する事。

八 森林病害虫等対策に関する事。

九 林業の獣害対策に関する事。

十 林野火災に関する事。

十一 造林関係の被害調査及び報告に関する事。

十二 緑化の推進に関する事。

十三 森林環境教育の推進に関する事。

十四 森林ボランティアに関する事。

十五 平地林等の保全及び活用に関する事。

十六 保安林及び保安施設地区に関する事。

十七 民有林の開発規制に関する事。

十八 森林保全管理に関する事。

十九 群馬県水源地域保全条例の施行に関する事。

二十 総務環境係の項第一号から第三号までに掲げる事務(森林事務所に限る。)

第百十五条第二項総務森林係の項及び林業緑化係の項を削り、同条第二項森林係の項の次に次のように加える。

林業政策係

一 森林経営管理制度に関する事。

- 二 森林吸収源対策に関すること。
  - 三 森林計画に関すること。
  - 四 森林整備地域活動支援制度に関すること。
  - 五 林業の低コスト化・デジタル化に関すること。
  - 六 県有林及び県行分収造林の経営に関すること。
  - 七 森林ビジネスの推進に関すること。
  - 八 木材の生産、流通、加工及び需要拡大に関すること。
  - 九 林業・木材産業構造改革に関すること。
  - 十 公共施設等建築物の木造化に関すること。
  - 十一 きのご等特用林産物の生産、流通、加工及び消費拡大に関すること。
  - 十二 森林組合の指導及び監督に関すること。
  - 十三 林業金融に関すること。
  - 十四 入会林野等の整備に関すること。
  - 十五 林業労働力対策に関すること。
  - 十六 林業後継者対策に関すること。
  - 十七 林業技術普及及び経営指導に関すること。
  - 十八 林産物施設及び林産物関係の被害調査に関すること。
- 森林土木係
- 一 森林土木に関すること。
  - 二 作業道に関すること。
  - 三 ぐんま緑の県民基金の事業に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)
  - 四 治山関係施設及び林道関係施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
  - 五 林地の被害調査及び災害復旧に関すること。
  - 六 林業災害報告に関すること。
  - 七 森林公園に関すること(吾妻環境森林事務所を除く。)
  - 八 自然公園等の施設整備に関すること。
- 第百十五条第二項森林土木第一係の項中第四号から第六号までを削り、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。
- 二 作業道に関すること。
  - 三 林道関係施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
  - 四 ぐんま緑の県民基金の事業に関すること(他の係の主管に属するものを除く。)
- 第百十五条第二項森林土木第二係の項第二号中「治山関係」を「治山関係施設及び林地」に改める。
- 第百十九条の三第九項企画調整係の項第十号中「はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業」を「農業経営力向上事業」に改める。
- 第百二十二条第一項の表環境部の項中「環境安全係」を削り、同条第二項土壤保全係の項に次の三号を加える。
- 五 農業に係る公害についての試験研究及び調査に関すること。

- 六 農業に係る自然環境についての試験研究及び調査に関すること。
- 七 農薬残留対策についての試験研究及び調査に関すること。
- 八 第百二十二条第二項環境安全係の項を削る。
- 九 第百二十三条第三項中「生産環境室植物防疫係」を「農業環境・植物防疫係」に改める。

- 第百三十八条第一項中「総務草地係、家畜管理第一係及び家畜管理第二係」を「牧場運営係、家畜係及び飼料係」に改め、同条第二項総務草地係の項中「総務草地係」を「牧場運営係」に改め、第四号から第六号までを削り、同条第二項家畜管理第一係及び家畜管理第二係の項を削り、同条第二項に次のように加える。

- 一 家畜の育成及び飼養管理に関すること。
  - 二 家畜の改良、人工授精及び受精卵移植に関すること。
  - 三 飼養・繁殖管理技術の伝習指導に関すること。
- 飼料係
- 一 飼料作物の生産及び貯蔵並びに給与に関すること。
  - 二 放牧採草地の管理に関すること。
  - 三 飼料生産利用技術の伝習指導に関すること。

- 第百五十八条の二第十七号及び第百五十八条の四第三項建築係の項第四号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

- 第百七十三条第三項の表環境森林事務所の項及び森林事務所の項中「経営管理専門官」を「林業政策専門官」に改める。

- 第百七十四条の表個人情報保護審議会の項中「群馬県個人情報保護条例第三十二条第一項及び第二項」を「群馬県個人情報保護審議会条例第二号第一号及び第二号」に改め、「及び実施機関に対する建議」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項についての調査審議に関すること並びに」を削り、同表子ども・子育て会議の項中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条建築課の項第二号、第百五十八条の二第十七号及び第百五十八条の四第三項建築係の項第四号の改正規定は同年五月二十六日から、第三十条第二項個人県民税徴収対策係の項第一号の改正規定は令和六年一月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、この規則による改正後の群馬県行政組織規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

- 3 群馬県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

- 3 群馬県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)の一

部を次のように改正する。

第三条第一号の表東京事務所長、農林大学校長、衛生環境研究所長、近代美術館長、館林美術館長、歴史博物館長、自然史博物館長、土屋文明記念文学館長の項中「東京事務所長、」を削る。

（地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正）

4 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則（昭和四十一年群馬規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「水道調整主監」を削る。

（群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部改正）

5 群馬県知事の職務の代理に関する規則（平成十九年群馬規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「戦略企画部長」を「知事戦略部長」に改める。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十八号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則（昭和四十三年群馬規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表二十二の部中八の項を十九の項とし、七の項を十八の項とし、六の項を十七の項とし、五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七 第三十二条第一項の規定による特定施設等の管理権原者等に対する期限を定めて器具又は設備の撤去その他器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきこと	保健所長
八 第三十二条第二項の規定による特定施設等の管理権原者等が同条第一項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表	保健所長
九 第三十二条第三項の規定による同条第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等に対する当該勧告に係る措置命令	保健所長

十 第三十四条第一項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する喫煙専用室標識等の除去又は喫煙専用室の供用を停止することの勧告

十一 第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十四条第一項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

十二 第三十四条第三項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による第三十四条第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する当該勧告に係る措置命令

十三 第三十六条第一項の規定による喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する喫煙目的室標識等の除去又は喫煙目的室設置施設等の供用を停止することの勧告

十四 第三十六条第二項の規定による喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する喫煙目的室標識等の除去又は喫煙目的室の供用を停止することの勧告

十五 第三十六条第三項の規定による喫煙目的室設置施設等の管理権原者が同条第一項又は第二項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表

十六 第三十六条第四項の規定による同条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する当該勧告に係る措置命令

別表第二第四号の表二十二の部四の項の次に次のように加える。

五 第二十九条第二項の規定による同条第一項の規定に違反して喫煙をしている者に対する喫煙の中止又は同項第一号から第三号まで（健康増進法の一部を改正す



る法律(平成三十年法律第七十八号。以下この部において「改正法」という。) 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出命令

別表第二第四号の表中九十三の部を九十四の部とし、二十三の部から九十二の部までを二十四の部から九十三の部までとし、二十二の部の次に次のように加える。

二十三 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)	一 附則第二条第五項の規定による喫煙可能室設置施設等の管理権原者等に対する当該喫煙可能室設置施設等の報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問の実施	保健所長
	二 附則第三条第三項の規定による指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対する当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況等の報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問の実施	保健所長

別表第二第五号の表二十九の部中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同表三十の部中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項から二十一の項までを二の項から十九の項までとし、同表三十九の部中「(一)の項から三の項まで及び七の項から十の項までについては、環境森林事務所長及び森林事務所長への委任に係るものに限る。」を削り、同部中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを削り、七の項を三の項とし、八の項から十の項までを削る。

別表第二第六号の表三十七の部十六の項中「はばたけ」「ぐんまの担い手」支援事業」を「農業経営力向上事業等」に改める。

別表第二第八号の表三十三の部一の項及び二の項を次のように改める。

一 第五条第一項の規定による県立都市公園(県土整備部所管のものに限る。以下この部において同じ。)内における公園施設(自動販売機及び設置等の期間が一年以内のものに限る。)の設置等の許可及び当該設置等の許可に係る事項の変更の許可並びに公園施設の設置等の許可の更新の許可及び当該更新の許可に係る事項の変更の許可	土木事務所長
二 第六条第一項又は第三項の規定による	土木事務所長

県立都市公園内の占用(占用の期間が一年以内のものに限る。)の許可及び当該占用の許可に係る事項の変更の許可並びに占用の許可の更新の許可及び当該更新の許可に係る事項の変更の許可

別表第二第八号の表三十四の部四の項及び十一の項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改め、同表三十九の部中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同部一の項中「第四条第一項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この部において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この部において「旧法」という。)第四条第一項」に改め、同部二の項中「第八条第一項」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第八条第一項」に改め、同部三の項中「第十三条」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十三条」に改め、同部四の項中「第十四条」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条」に改め、同部五の項中「第十五条」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十五条」に改め、同部六の項中「第十六条第二項」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十六条第二項」に改め、同部七の項中「第十七条」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十七条」に改め、同部八の項中「第十八条第一項」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十八条第一項」に改め、同部九の項中「第十九条」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十九条」に改め、同表四十の部四十四の項を同部四十五の項とし、同部四十三の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同部四十四の項とし、同部四十二の項を同部四十三の項とし、同部四十一の項中「及び同条第五項」を「、同条第五項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物の使用の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項」に改め、同項を同部四十二の項とし、同部中四十の項を四十一の項とし、三十七の項から三十九の項までを三十八の項から四十の項までとし、同部三十六の項中「建築の」を「新築又は増築等の」に改め、同項を同部三十七の項とし、同部三十五の項を同部三十六の項とし、同部三十四の項中「及び同条第五項」を「、同条第五項の規定による応急仮設建築物の存続の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項」に改め、同項を同部三十五の項とし、同部中三十三の項を三十四の項とし、二十の項から三十二の項までを二十一の項から三十三の項までとし、十九の項の次に次のように加える。

二十 第五十二条第六項第三号の規定によ

前橋等土木事

る住宅等に設ける機械室等の床面積を建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないことの認定

務所長

別表第二第八号の表四十二の部五の項中「並びに同法第八十五条第四項及び第五項」を、「同法第八十五条第四項の許可、同条第五項の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項の許可に係るもの並びに同法第八十七条の三第四項の許可、同条第五項の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項を、「同法第八十五条第四項の許可、同条第五項の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項の許可並びに同法第八十七条の三第四項の許可、同条第五項の許可の期間の延長(同条第八項ただし書の規定により建築審査会の同意が不要なものに限る。)」及び同条第六項に改め、同表六十四の部三の項中「第二十五条の十五第一項」を「第二十五条の二十七第一項」に改め、同部四の項中「第二十五条の十六第一項」を「第二十五条の二十八第一項」に改め、同部五の項中「第二十五条の十六第二項」を「第二十五条の二十八第二項」に改め、同部六の項から八の項までの規定中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

別表第八の一の項中「第四十八条第三項」を「第七百三十九条の五第三項」に改める。

別表第九注中「林業緑化係長」を「森林係長」に改める。

別表第十の十一の項及び二十三の項から二十六の項までの規定中「に関する事務」を削り、同表二十七の項中「LINEスタンプ」を「株主配当金、LINEスタンプ」に改め、「に関する事務」を削り、同表二十八の項を削り、同表中二十九の項を二十八の項とし、三十の項から四十五の項までを二十九の項から四十四の項までとし、四十六の項を四十五の項とし、同項の次に次のように加える。

四十六 行政県税事務所における納税証明発行手数料の収納	行政県税事務所収納担当出納員
-----------------------------	----------------

別表第十中五十七の項を五十八の項とし、五十六の項を五十七の項とし、五十五の項を五十六の項とし、五十四の項の次に次のように加える。

五十五 自動車税事務所における納税証明発行手数料の収納	自動車税事務所の出納・総務係長である出納員
-----------------------------	-----------------------

別表第十一の二の項中「LINEスタンプ」を「株主配当金、LINEスタンプ」に改め、「に関する事務」を削り、同表三の項中「に関する事務」を削り、同表中三十五の項を三十六の項とし、三十四の項を三十五の項とし、三十三の項を三十四の項とし、同表三十二の項中「に関する事務」を削り、同項を同表三十三の項とし、同表中三十一の項を三十二の項とし、三十の項を三十一の項とし、同表二十九の項中「に

関する事務」を削り、同項を同表三十の項とし、同表二十八の項中「に関する事務」を削り、同項を同表二十九の項とし、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十六の項を二十七の項とし、同表二十五の項中「に関する事務」を削り、同項を同表二十六の項とし、同表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を削り、二十一の項を二十三の項とし、二十の項を二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

二十二 ぐんま緑の県民基金に係る寄附金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	林政課の分任出納員
------------------------	---------------------	-----------

別表第十一中十九の項を二十の項とし、八の項から十八の項までを九の項から十九の項までとし、七の項の次に次のように加える。

八 納税証明発行手数料の収納	行政県税事務所の出納係長若しくは出納第一係長である出納員又は自動車税事務所の出納・総務係長である出納員	行政県税事務所又は自動車税事務所の出納係長若しくは出納第一係長である分任出納員
----------------	---	---

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第八号の表三十九の部の改正規定は同年五月二十六日から、別表第八の一の項の改正規定は令和六年一月一日から施行する。

## 訓 令

## 群馬県訓令甲第二号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「新型コロナワクチン接種推進局長」を削る。

第四条第一項ただし書中「デジタルトランスフォーメーション課及び業務プロセス改革課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課、業務プロセス改革課及び交通イノベーション推進課」に改める。

別表第二課長専決事項の欄第四十九号を次のように改める。

## 四十九 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この号において「法」という。)第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(二) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年群馬県条例第七十六号。以下この号において「条例」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(三) 条例第三条第四項の規定により、個人情報保有事務の登録を抹消すること。

(四) 条例第七十七条第一項の規定により、開示請求を受け付けること。

(五) 法第七十七条第三項の規定により、開示請求書の補正を求めること。

(六) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(七) 条例第五条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(八) 法第八十五条第一項の規定により、事案を移送し、通知すること。

(九) 法第八十五条第二項及び第三項の規定により、移送を受けた開示請求についての開示決定等をし、開示を実施すること。

(十) 法第八十六条第一項及び第二項の規定により、意見書を提出する機会の付与の通知を行うこと。

(十一) 法第八十六条第三項後段(法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、反対意見書を提出した第三者に対し、通知すること。

(十二) 法第八十七条第一項の規定により、開示を実施すること。

(十三) 条例第七条第二項の規定により、開示に係る費用の減額又は免除をすること。

(十四) 法第九十一条第一項の規定により、訂正請求を受け付けること。

(十五) 法第九十一条第三項の規定により、訂正請求書の補正を求めること。

(十六) 法第九十二条の規定により、保有個人情報訂正すること。

(十七) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(十八) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(十九) 法第九十六条第一項の規定により、事案を移送し、通知すること。

(二十) 法第九十六条第二項及び第三項の規定により、移送を受けた訂正請求についての訂正決定等をし、訂正を実施すること。

(二十一) 法第九十七条の規定により、保有個人情報の提供先に対し、当該保有個人情報訂正した旨を通知すること。

(二十二) 法第九十九条第一項の規定により、利用停止請求を受け付けること。

(二十三) 法第九十九条第三項の規定により、利用停止請求書の補正を求めること。

(二十四) 法第一百条の規定により、保有個人情報の利用停止をすること。

(二十五) 法第一百一条の規定により、利用停止の決定等をし、通知すること。

(二十六) 法第一百二条第二項及び第一百三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。

(二十七) 法第一百四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。

(二十八) 法第一百五条(法第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

(二十九) 群馬県個人情報保護審議会条例(令和四年群馬県条例第七十七号。以下この号において「審議会条例」という。)第五条第一項の規定により、群馬県個人情報保護審議会(以下この号において「審議会」という。)から求められた保有個人情報提示すること。

(三十) 審議会条例第五条第三項の規定により、審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出すること。

(三十一) 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下この号において「行服法」という。)第八十一条第三項において準用する第七十四条の規定により、審議会から求められた主張書面又は資料を提出すること。

(三十二) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十五条第一項に規定する審議会への申立てを行い口頭で意見を述べること。

(三十三) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十六条の規定により、審議会に主張書面又は資料を提出すること。

(三十四) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十八条第一項の規定により、審議会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めること。

(三十五) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十八条第二項に規定する審

議会に対する意見を述べること。

別表第二課長専決事項の欄第五十四号(一)を次のように改める。

(一) 第四十条第一項の規定により知事が行うこととされた個人情報取扱事業者等に対する検査等を行うこと。

別表第二注を削る。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中「第十九条」を「第四十二条」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉課の項第三号中「(他課の所管に係るものを除く。)」を削り、同部介護高齢課の項を削り、同表環境森林部の部自然環境課の項第五号中「第十一条第一項及び第二項」を「第二十七条第一項及び第二項」に、「都市計画課」を「都市整備課」に改め、同部林政課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

八 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例(昭和三十四年群馬県条例第二十四号)に基づく次の事務

(一) 第五条第一項の規定により、県行造林の契約を締結すること。

(二) 第五条第二項の規定により、県行造林の契約期間中に契約の目的を達したと認め、当該契約を解除すること。

(三) 第七条の規定により、県行造林地の土地の譲渡等の承認を行うこと。

(四) 第八条の規定により、分収造林木を処分すること。

(五) 第十条第一項の規定により、県有林及び県行造林の経営案を定めること。

(六) 第十二条第一項の規定により、県有林保護監視の一部を委託すること。

(七) 第十六条第一項の規定により、県行造林の地上権の全部又は一部を処分すること。

九 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第五十四号)に基づく次の事務

(一) 第十二条第一項ただし書の規定により、収益の分収を適当でないことと認めること。

(二) 第十三条第三項の規定により、解約金の額を定めること。

(三) 第十五条の規定により、県行分収造林の保育作業等の作業の一部を委託すること。

(四) 第十七条の規定により、県行分収造林の土地所有者と協定を結ぶこと。

別表第三第一号の表環境森林部の部森林保全課の項第一号(一)中「(環境森林事務所長委任及び森林事務所長委任に係るものを除く。)」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項に次の一号を加える。

二 群馬県水源地域保全条例(平成二十四年群馬県条例第六十四号)に基づく次の事務

(一) 第十一条第一項の規定により、水源地域を指定すること。

(二) 第十一条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により、関係市町村長の意見を聴取すること。

(三) 第十一条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による。

り、水源地域の指定案について異議がある旨の意見書を提出した者の意見を聴取すること。

(四) 第十一条第八項に規定する水源地域の指定の変更又は解除を行うこと。

(五) 第十五条第一項の規定により、閲覧を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう催告すること。

(六) 第十五条第二項の規定により、届出をせず、又は虚偽の届出をした水源地域内土地所有者等に対し、必要な報告を求め、又は是正を勧告すること。

(七) 第十六条第一項の規定により、勧告を受けた者又は報告を求められた者が、当該勧告に従わず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたことを公表すること。

(八) 第十六条第二項の規定により、公表の対象となる者に対し、意見を述べべる機会を与えること。

別表第三第一号の表農政部の部技術支援課の項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同表県土整備部の部交通政策課の項を削り、同部都市計画課の項中第四号及び第五号を削り、同項に次の一号を加える。

四 群馬県ヘリポートの設置及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第十四号)に基づく次の事務

(一) 第十五条の規定により、許可を取り消し、又は使用の停止その他の必要な措置を命ずること。

別表第三第一号の表県土整備部の部都市計画課の項の次に次のように加える。

都市整備課

一 駐車場法(昭和三十三年法律第六号)に基づく次の事務

(一) 第四条第三項及び第五項の規定により、駐車場整備計画(重要なものに限る。)に係る協議を受け、意見を述べること。

(二) 第五条第一項の規定により、路上駐車場の設置をすること。

二 行政代執行法に基づく次の事務(都市公園法及び群馬県立公園条例(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)(これらに基づく命令を含む。)に違反する行為(県土整備部所管の県立都市公園に係るものに限る。))に係るものに限る。

(一) 第三条第一項の規定により、戒告すること。

(二) 第三条第二項の規定により、代執行令書を義務者へ通知すること。

(三) 第五条の規定により、代執行に要した費用の納付を義務者に対して命ずること。

別表第三第一号の表県土整備部の部建築課の項第二号を次のように改める。

二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に基づく次の事務

(一) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第

二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和二十六年法律第九十一号)第五条第一項の規定により他人の土地の試掘等を許可すること。

別表第三第三号の表総務部の部危機管理課の項第一号(一)中「第十五条第五項第六号又は第七号」を「第十五条第五項第五号から第八号まで」に改め、同号(二)中「第四十二条第三項」を「第四十二条第六項」に、「協議」を「報告」に、「聴く」を「聴き、必要な助言又は勧告をする」に改め、同表生活こども部の部県民活動支援・広聴課の項第四号を次のように改める。

#### 四 個人情報保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(以下この号において「法」という。)第六十八号第一項の規定により、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号)第四十三条に規定する保有個人情報の漏えい等の事案が発生したときに、個人情報保護委員会に当該事態の報告をする

こと。

(二) 法第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を公表すること。

(三) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例第三条第一項の規定により、個人情報保有事務登録簿を一般の閲覧に供すること。

(四) 法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定により、群馬県個人情報保護審議会に諮問をすること。

(五) 法第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定により、諮問をした旨を通知すること。

(六) 法第一百一十一条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案の募集を行い、当該提案を受け付けること。

(七) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和五年群馬県規則第二十三号)第二十六条の規定により、運用状況を取りまとめ、公表すること。

別表第三第三号の表生活こども部の部消費生活課の項第十号中「第十九条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉課の項第七号(一)中「(他課の所管に係るものを除く。)」を削り、同項に次の二号を加える。

#### 八 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)に基づく次の事務

(一) 第二十三条の二第二項の規定による介護技術講習実施届出書を受理すること。

(二) 第二十三条の二第三項の規定による介護技術講習実施届出書の内容の変更の届出を受理すること。

(三) 第二十三条の二第四項の規定による報告書を受理すること。

#### 九 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年群馬県条例第十八号)に基づく次の事務

(一) 第六条第一項又は第二項の規定により、修学資金の貸与契約を解除し、又は修学資金の貸与を停止すること。

(二) 第七条第一項の規定により、修学資金の返還の債務を免除すること。

(三) 第十条又は第十一条第一項の規定により、修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部介護高齢課の項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、同部障害政策課の項第七号(四)から(六)まで、(八)及び(九)の下に「(精神通院医療を除く。)」を加え、同号(五)中「公示すること」の下に「(精神通院医療を除く。)」を加え、同号(六)中「公示すること」の下に「(精神通院医療を除く。)」を加え、同表環境森林部の部自然環境課の項第七号(一)、(九)及び(十)並びに同項第八号中「都市計画課」を「都市整備課」に改め、同部林政課の項に次の一号を加える。

#### 四 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則に基づく次の事務

(一) 第二十三条第一項の規定により、土地又は施設の継続貸付け等(環境森林事務所長及び森林事務所長への委任に係るものを除く。)を行うこと。

(二) 第二十七条第一項の規定により、県有林土地等返還の際の検査及び原状回復不要の承認(環境森林事務所長及び森林事務所長への委任に係るものを除く。)を行うこと。

別表第三第三号の表環境森林部の部森林保全課の項第七号から第十号までを削り、同表農政部の部農業構造政策課の項第十三号(一)中「強い農業づくり交付金」を「強い農業づくり総合支援交付金等」に改め、同部技術支援課の項第七号を削り、同項第八号(一)を(二)とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 第二十二條の三第一項の規定により、総合防除計画を定めること。

別表第三第三号の表農政部の部技術支援課の項第八号を同項第七号とし、同項第九号(一)中「第八条第一項」を「第十七条第二項」に改め、同号(二)中「第八条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同号(三)中「第十三条第一項及び第三項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同号(四)中「第十四条第四項」を「第三十一条第一項及び第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号(一)中「第十三条第一項及び第三項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同号(二)中「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同表県土整備部の部交通政策課の項を削り、同部都市計画課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 九 群馬へりポートの設置及び管理に関する条例に基づく次の事務

(一) 第十三条第一項の規定により、へりポート内の工作物の設置又はへりポート内の土地若しくは建物の使用等を許可すること。

(二) 第十三条第三項の規定により、へりポート内の土地又は建物の使用の休止又は廃止の届出を受け付けること。

(三) 第十四条の規定により、職員に、工作物の設置又は土地若しくは建物の使用の許可を受けた者の施設への立入検査をさせること。

(四) 第十六条の規定により、原状回復を指示し、又は原状回復義務の免除を承

認すること。  
 (五) 第十七条の規定により、ヘリポートの施設をき損し、又は滅失した者による損害額を認定すること。  
 (六) 第十九条の規定により、使用料の全部又は一部を免除すること。  
 (七) 第二十条の規定により、使用料の全部又は一部を返還すること。  
 別表第三第三号の表県土整備部の都都市計画課の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同項の次に次のように加える。

都市整備課  
 一 都市計画法に基づく次の事務

- (一) 第五十九条第一項の規定により、市町村等が施行する都市計画事業(他課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)を認可すること。
  - (二) 第五十九条第四項の規定により、国の機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業(他課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)を認可すること。
  - (三) 第六十三条第一項の規定により、市町村等が施行する都市計画事業の事業計画の変更を認可すること。
  - (四) 第六十四条第一項の規定により、第五十九条第四項の認可に基づく地位の承継を承認すること。
  - (五) 第六十五条第一項及び第二項の規定により、事業地内における土地の形質変更等について施行者の意見を聴き、許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (六) 第八十条第一項の規定により、市町村等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (七) 第八十一条第一項の規定により、許可等に違反した者に対し、許可の取消し等必要な措置命令及び処分を行うこと(他課の所管に係るものを除く。)
  - (八) 第八十二条第一項の規定により、工事の状況等について立入検査を行うこと(他課の所管に係るものを除く。)
- 二 駐車場法に基づく次の事務
- (一) 第四条第三項又は第五項の規定により、駐車場整備計画(部長専決に係るものを除く。)に係る協議を受け、意見を述べること。
- 三 都市公園法に基づく次の事務(県土整備部所管の県立都市公園に係るものに限る。)
- (一) 第五条第一項の規定により、県立都市公園内における公園施設の設置等の許可又は設置等許可事項の変更の許可(土木事務所長への委任(以下この項において「所長委任」という。)に係るものを除く。)をすること。

- (二) 第五条の二第一項の規定により公募設置等指針を定めること及び同条第七項の規定により公募設置等指針を定め、又は変更した旨を公示すること。
  - (三) 第五条の四第三項の規定により設置等予定者を選定すること及び同条第五項の規定により設置等予定者を選定した旨を通知すること。
  - (四) 第五条の五第一項の規定により公募設置等計画の認定をすること及び同条第二項の規定により当該認定をした日等を公示すること。
  - (五) 第五条の六第二項の規定により公募設置等計画の変更の認定をすること及び同条第三項において準用する第五条の五第二項の規定により当該変更の認定をした日等を公示すること。
  - (六) 第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。
  - (七) 第五条の十第一項及び第十二条の六の規定により、兼用工作物の管理の方法又は費用の負担について関係管理者と協議すること。
  - (八) 第六条第一項又は第三項の規定により、県立都市公園の占有又は占有許可事項の変更の許可(所長委任に係るものを除く。)をすること。
  - (九) 第八条の規定により、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対し条件を付すこと(所長委任に係るものを除く。)
  - (十) 第九条の規定により、国と協議を行うこと。
  - (十一) 第二十七条第一項及び第二項の規定により、法令等に違反した者に対し、許可を取り消し、又は原状回復等を命ずること(所長委任に係るものを除く。)
- 四 群馬県立公園条例に基づく次の事務(県土整備部所管の県立公園に係るものに限る。)
- (一) 第十五条の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること(所長委任に係るものを除く。)
  - (二) 第二十条の規定により、県立公園の区域を変更すること。
  - (三) 第二十一条の四第三項の規定により、利用料金の額を承認すること。
  - (四) 第二十一条の五第二項の規定により、基準を承認すること。
  - (五) 第二十三条第一項又は第二項の規定により過料を科すこと。

(六) 別表第二第一号の表、第三号の表又は第四号の表に規定するその他の公園施設、その他の占用施設又はその他の行為に係る使用料を定めること。

五 補助事業に関する次の事務

(一) 平成十二年建設省告示第千七百七十一号に定めるところにより、知事が行うものとされた事務(所長委任に係るものを除く。)

別表第三第三号の表県土整備部の部下水道環境課の項第三号(四)中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同号(五)中「第二十五条の十五」を「第二十五条の二十七」に改め、同号(六)中「第二十五条の十六第一項」を「第二十五条の二十八第一項」に改め、同号(七)中「第二十五条の十六第二項」を「第二十五条の二十八第二項」に改め、同号(八)から(十)までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同部建築課の項第一号(六)中「第二十五条第三項第一号又は第二号」を「第五十五条第三項又は第四項第一号若しくは第二号」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(五)中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第五項」に、「より、」を「よる災害救助用建築物又は公益的建築物の使用の許可の期間の延長(同条第八項の規定により建築審査会の同意が必要なものに限る。)」及び同条第七項の規定による」に改め、同号中(五)を(六)とし、(五)を(五)とし、同号(五)中「敷地内許可建築物」に、「建築する」を「新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等する」に改め、同号(五)を同号(五)とし、同号(五)中「認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「建築する」を「新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等する」に改め、同号中(五)を(五)とし、(五)を(五)とし、同号(六)中「第八十五条第六項」を「第八十五条第五項」に、「より、」を「よる応急仮設建築物の存続の許可の期間の延長(同条第八項の規定により建築審査会の同意が必要なものに限る。)」及び同条第七項の規定による」に改め、同号中(六)を(六)とし、(六)から(十)までを(六)から(十)までとし、同号(五)の次に次のように加える。

(五) 第五十八条第二項に規定する建築物の高さの許可をすること。

別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第二号を次のように改める。

二 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく次の事務

(一) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第四条第一項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ること。

別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項に次の一号を加える。

十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に基づく次の事務

(一) 第十八条第一項の規定により、延べ面積の敷地面積に対する割合の緩和を許可すること。

別表第三注を削る。

別表第五群馬県行政組織規則第五条の地域機関(振興局を除く。)、及び同規則第五条の二の専門機関(以下この項において「地域機関等」という。))の項第三号を次のように改める。

三 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報保護に関する法律(以下この号において「法」という。))第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(二) 群馬県個人情報保護に関する法律施行条例(以下この号において「条例」という。))第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(三) 条例第三条第四項の規定により、個人情報保有事務の登録を抹消すること。

(四) 法第七十七条第一項の規定により、開示請求を受け付けること。

(五) 法第七十七条第三項の規定により、開示請求書の補正を求めること。

(六) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(七) 条例第五条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(八) 法第八十五条第一項の規定により、事案を移送し、通知すること。

(九) 法第八十五条第二項及び第三項の規定により、移送を受けた開示請求についての開示決定等をし、開示を実施すること。

(十) 法第八十六条第一項及び第二項の規定により、意見書を提出する機会の付与の通知を行うこと。

(十一) 法第八十六条第三項後段(法第七十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定により、反対意見書を提出した第三者に対し、通知すること。

(十二) 法第八十七条第一項の規定により、開示を実施すること。

(十三) 条例第七條第二項の規定により、開示に係る費用の減額又は免除をすること。

(十四) 法第九十一条第一項の規定により、訂正請求を受け付けること。

(十五) 法第九十一条第三項の規定により、訂正請求書の補正を求めること。

(十六) 法第九十二条の規定により、保有個人情報訂正すること。

(十七) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(十八) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(十九) 法第九十六条第一項の規定により、事案を移送し、通知すること。

- (丙) 法第二百二条第二項及び第二百三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。
- (丁) 法第二百四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。
- (戊) 法第二百五条(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- (己) 群馬県個人情報保護審議会条例(以下この号において「審議会条例」という。)第五条第一項の規定により、群馬県個人情報保護審議会(以下この号において「審議会」という。)から求められた保有個人情報提示すること。
- (庚) 審議会条例第五条第三項の規定により、審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出すること。
- (辛) 行政不服審査法(以下この号において「行服法」という。)第八十一条第三項において準用する第七十四条の規定により、審議会から求められた主張書面又は資料を提出すること。
- (壬) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十五条第一項に規定する審議会への申立てを行い口頭で意見を述べること。
- (癸) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十六条の規定により、審議会に主張書面又は資料を提出すること。
- (甲) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十八条第一項の規定により、審議会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めること。
- (乙) 行服法第八十一条第三項において準用する第七十八条第二項に規定する審議会に対する意見を述べること。
- (丙) 別表第五保健所の項第一号(五)中「精神障害者」を「精神障害者等」に改め、同表このころの健康センターの項第一号(六)中「精神障害者」を「精神障害者等」に改め、同項第二号に次のように加える。
  - (八) 第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を行うこと(精神通院医療に限る。)
  - (九) 第六十条第一項に規定する指定自立支援医療機関の指定の更新を行うこと(精神通院医療に限る。)
  - (十) 第六十四条の規定による指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称等の変更の届出を受け付けること(精神通院医療に限る。)
  - (十一) 第六十六条第一項の規定により、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者、管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、関係者に対し、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその設備等を検査させること(精神通院医療に限る。)
  - (十二) 第六十七条第一項の規定により、指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告すること(精神通院医療に限る。)
  - (十三) 第六十七条第二項の規定により、勧告を受けた指定自立支援医療機関の開

- (十四) 設者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(精神通院医療に限る。)
- (十五) 第六十七条第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること(精神通院医療に限る。)
- (十六) 第六十九条の規定により、必要な公示を行うこと(精神通院医療に限る。)
- (十七) 別表第五このころの健康センターの項第三号に次のように加える。
  - (一) 第四十条の規定により、指定自立支援医療機関の開設者からの辞退申出を受理すること(精神通院医療に限る。)

二十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)に基づく次の事務

- (一) 第十九条第五項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。
- (二) 第二十条第一項及び第三項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- (三) 第二十条第二項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受け付けること。
- (四) 第二十一条第五項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。
- (五) 第二十二条第一項及び第三項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- (六) 第二十三条第二項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受け付けること。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三第一号の表県土整備部の部建築課の項第二号の改正規定及び別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第二号の改正規定は同年五月二十六日から、別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号の改正規定及び別表第三第三号の表生活こども部の部消費生活課の項第十号の改正規定は同年六月一日から施行する。



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---